

ニセコ町総合教育会議運営要領

平成 28 年 1 月 22 日決定

ニセコ町総合教育会議

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）の規定に基づき、町長が設けるニセコ町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 町長は、会議を招集するときは、会議開催の日時、場所並びに協議及び調整を行う事項を告示するとともに、教育委員会に通知するものとする。

2 町長は、教育委員会から法第 1 条の 4 第 4 項の規定（教育委員会による会議招集要求）による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集するものとする。

(会議の開催)

第 3 条 会議は、町長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

2 町長が都合によりやむを得ず出席することができないときは、副町長が代理で出席することができる。

3 会議の議長は、町長とする。ただし、前項の規定により副町長が代理で出席したときは、副町長が議長を代理する。

4 会議は公開とする。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定（会議公開の例外）に該当する場合は、非公開とすることができる。

5 会議を傍聴しようとする者は、傍聴席において自由に傍聴することができる。ただし、前項ただし書の規定により会議を非公開とする場合及び次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

(1) 他に迷惑を及ぼし又はその恐れがある言動、服装、飲食又は酒気帯び、危険物の持込などを行う者

(2) 議長の許可を得ずに発言、録画、録音等を行う者

(3) その他、会議の開催、進行を妨害する者

(議事録)

第 4 条 会議の終了後、次条に規定する事務局が議事録を作成し、公表するよう努めるものとする。

(事務局)

第 5 条 会議の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。ただし、第 2 条の規定に基づく会議の招集に関する事務は、総務課が行うものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において別に定める。

附 則

この要領は、会議における決定の日から実施する。